

間伐して森を元気に！

— 森林環境保全推進事業(荒廃森林再生) —

せっかく植林したのに、手入れがされずに木々が混み合った不健全な林になっていませんか？ そんな林には間伐(間引き)が必要です。

「森林環境保全推進事業」は、森林環境税と国の補助金を使って間伐(＋獣害防除)を行い、森林を健全にする事業です。

所有者に費用負担は生じません。(県で定めた経費以内で実施した場合)

● どんな林だと事業ができるの？

植えてからの年数が60年までの木が混み合った不健全な林。スギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツなど広さ0.1ha(1,000m²)以上の人工林が対象です。

● なにか制約があるの？

間伐後20年間は、森林以外に転用したり、木を一度に全部伐ることができなくなります。このため、森林所有者と事業者(森林組合)と県の三者で、適切な森林管理を行うための協定を結んでいただきます。

● 手続きはどうしたら良いの？

- ・事業者(森林組合)に森林経営を委託すれば、事業者が作業を行います。
- ・補助金の手続きは、事業者が全て行います。

詳しくは、下記の問い合わせ先まで。

【問い合わせ先】

～ まずは手続き窓口となるお近くの森林組合へ～

- 大月市森林組合 0554-22-4111
- 南都留森林組合 0554-43-7455
- 北都留森林組合 本所 0554-62-3330 小菅事務所 0428-87-0549
- 富士北麓森林組合 0555-72-2300
- 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7813

★★間伐すると森が元気になります★★

<整備前>



- 林の中が真っ暗で
下草が生えていない
- 木がヒョロ長い



木の成長が悪く、良い木が育ちません。
台風や雪による災害を受けやすく、土砂流出、山崩れなどの危険があります。

<整備後>



(直後)

(数年後)

林の中が明るくなり、下草や広葉樹が生えて、森林が持っているさまざまな働き(水を蓄える、土砂崩れ等の災害を防ぐ、等)が回復します。残った木の生長も良くなります。

森林は未来に引き継ぐ県民の大切な財産です。
しっかり間伐をして、良い木、良い林を育てましょう。

ヤブ山をきれいな里山に！

— 森林環境保全推進事業(里山再生) —

薪を取ったり、落ち葉かきして親しんだ身近な里山が、放置されてヤブ山になっていませんか？ そんな里山を、きれいに手入れしましょう。

「森林環境保全推進事業」は、森林環境税と国の補助金を使って手入れを行い、森林を健全にする事業です。

所有者に費用負担は生じません。(県で定めた経費以内で実施した場合)

● どんな林だと事業ができるの？

集落に近い場所にあり、用材生産を目的としない広さ 0.1ha (1,000m²)以上の林が対象です。

● なにか制約があるの？

手入れ後20年間は、森林以外に転用したり、針葉樹の植栽などによる用材生産を目的とした人工林に転換することはできなくなります。

このため、森林所有者と事業者(町や森林組合)と県の三者で、適切な森林管理を行うための協定を結んでいただきます。

● 手続きはどうしたら良いの？

- ・ 事業者が森林経営を委託すれば、事業者が作業を行います。
- ・ 補助金の手続きは、事業者が全て行います。

詳しくは、下記の間合せ先まで。

【問い合わせ先】

～ まずは手続き窓口となるお近くの森林組合へ～

- 大月市森林組合 0554-22-4111
- 南都留森林組合 0554-43-7455
- 北都留森林組合 本所 0554-62-3330 小菅事務所 0428-87-0549
- 富士北麓森林組合 0555-72-2300
- 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7813

★★ヤブ山がよみがえります★★

<整備前>



<整備後>



- ・ 耕作地や集落に近い里山林の除伐を行うことで、景観が良くなるほか、林内の見通し良くなり、獣が出てきにくい環境を作る事が出来ます。
- ・ 伐り払い整理した後に枝を筋状に積むことによって、景観を保全しながら土が流れ出ることも防ぎます。

森林は未来に引き継ぐ県民の大切な財産です。
しっかり整備をして、魅力ある里山として保全しましょう。

広葉樹を植えて森を豊かに！

— 森林環境保全推進事業(広葉樹の森づくり) —

木が育たず、放置されている山がありませんか？そのままにすると山崩れの原因にもなるので、木を植えて育てることが必要です。

「森林環境保全推進事業」は、森林環境税と国の補助金を使って広葉樹を植え育て、森林を健全にする事業です。

所有者に費用負担は生じません。(県で定めた経費以内で実施した場合)

● どんな場所だと事業ができるの？

植えたけれど木が育たない所や、所有者の事情で植林できず困っている広さ0.1ha(1,000m²)以上の山林が対象です。

● なにか制約があるの？

植えた後30年間は、森林以外に転用したり、木を一度に全部伐ることができなくなります。このため、森林所有者と事業者(森林組合)と県の三者で、適切な森林管理を行うための協定結んでいただきます。

● 手続きはどうしたら良いの？

- ・事業者が森林経営を委託すれば、事業者が作業を行います。
- ・補助金の手続きは、事業者が全て行います。

詳しくは、下記の間合せ先まで。

【問い合わせ先】

～ まずは手続き窓口となるお近くの森林組合へ～

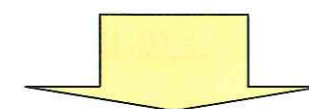
- 大月市森林組合 0554-22-4111
- 南都留森林組合 0554-43-7455
- 北都留森林組合 本所 0554-62-3330 小菅事務所 0428-87-0549
- 富士北麓森林組合 0555-72-2300
- 富士・東部林務環境事務所 森づくり推進課 0554-45-7813

★★豊かな広葉樹の森をつくります★★

<整備前>



ほったらかしにすると、土砂が流れ出したり崩れたりする恐れがあります。



<整備後>



広葉樹を植えて育てる(下刈・獣害防除)ことにより、森林が持っている多様な働き(水を蓄える、山崩れ等の災害を防ぐ、生き物のすみかになる、等)を回復、向上させます。さらに、人工林と比べて手入れが楽な森林にすることができます。

森林は未来に引き継ぐ県民の大切な財産です。
しっかり整備をして、魅力ある森林として保全しましょう。